

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	山本悦雄	北葛城郡広陵町大字大塚七三三
〃	塚本義久	〃
〃	小原安夫	〃
〃	西川博之	〃
〃	塚本吉則	〃
〃	上村敏彦	〃
〃	岡本成由	〃
〃	坂野正	〃
〃	乾敏之	〃
〃	坂野元哉	〃
〃	安川泰武	〃
〃	乾善弘	〃
〃	雛谷利彦	〃
〃	遠田保雄	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	乾敏之	北葛城郡広陵町大字大塚一六二三
〃	坂野正	〃
〃	坂野元哉	〃
〃	細井博文	〃
〃	岡本成由	〃
〃	塚本吉則	〃
〃	塚本義久	〃
〃	小原安夫	〃

” ” ” 監事 ” ”
上村 雛谷 乾 山本 植田 西川
敏彦 利彦 善弘 悦雄 宗宏 博之

” ” ” ” ” ”
四九六 九六三一 六二二一二 北葛城郡広陵町大字大塚七三三 香芝市高山台三丁目二三一四 六二九